

■特別企画■

裁判員制度の実施と刑事裁判の新しい動き

総論： 痴漢「無罪」事件とカレー「死刑」事件

—二つの最高裁判決が投げかけたもの—

北海道大学教授 白取祐司

はじめに—立法の時代から判例の時代へ？

21世紀は立法の時代だと言われて久しい。とりわけ刑事法分野について、一連の司法改革立法、被害者保護法制等の整備が飛躍的に進んだ。しかし同時に、数年のタイムラグを経て、少なくとも刑事法分野において、重要な最高裁判例が次々と出され、再び判例の時代が到来したかのようだ¹⁾。その背景に、2009年5月に施行された裁判員制度があり、新判例は、円滑な市民参加制度の実施のための論点整理ないし指針の呈示を企図したもののように思われた。

そして、まさに裁判員制度施行の1か月前である本年4月、原審で激しく事実認定が争われた二つの上告事件について、注目すべき最高裁判決が相次いで出された。一つは、痴漢事件に関する最高裁（第三小法廷）平成21年4月14日判決（破棄自判・無罪）（以下、「(a)判決」という。）、もう一つが、和歌山カレー事件に関する最高裁（第三小法廷）平成21年4月22日判決（上告棄却・有罪確定）（以下、「(b)判決」という。）である（いずれも最高裁HPでみることができる）。前者は、原審・原々審の被害者供述の信用性判断が誤っていたとして最高裁自ら破棄無罪、しかも3対2と意見が分かれ、それぞれの陣営による補足意見と少数意見が付された。後者は、有罪であれば死刑以外ありえない毒物による大量殺傷事件で、原審・原々審が情況証拠により死刑判決を言い渡した上告審であり、最高裁は比較的簡素な理由説明によりこれを是認したものである。

個々の判決に関する詳細な検討は、本特別企画の

別稿が予定されているので、本稿では、1週間を隔てて出されたこの二つの判決からどのような意味を読み解くのか、裁判員制度の施行に向けた何らかのメッセージを汲みとることは可能かという問題意識をもって、これらの「重要判例」を批判的に検討する。そうすることで、裁判員時代における事実認定のあり方、上告審のあり方等について何が問われているのかを明らかにしていきたいと思う。

1 痴漢えん罪無罪判決

(1) 事件の背景

かつて、大半の女性被害者が泣き寝入りしていた電車・バス等における痴漢行為が、警察によって検挙され起訴されるようになったのは2000年頃からだと言われている。摘発の端緒の多くは、女性が犯人の腕をつかんだ「現行犯逮捕」であり、身動きも困難な満員車両の中で犯人を特定することになるため、その同定に誤りが生じる可能性も否定できない。痴漢被害者だけでなく、痴漢の嫌疑をかけられた被疑者・被告人も、「泣き寝入り」しないで「えん罪」を主張することが増え、熱心な弁護団の活動の結果無罪にいたるケースも増加した²⁾。有罪、無罪の結論はケースごとの証拠によるわけだが、(a)判決も指摘するように、満員電車内の痴漢事件の事実認定は、①被害事実や犯人の特定について物的証拠等の客観的証拠が得られにくい、②被害者と加害者の間に面識がなく、また目撃証言も一般に得ることが難しいため、被害者の供述が唯一の証拠である場合も多い反面、被害者がいったん思い込みなどから「犯人」を特定した後は、有効な防御活動が困難であるといった事情がある³⁾。

裁判所は、被害者証言に「有罪のための6要件」といわれる特徴が認められれば、その信用性を肯定

して有罪にしてしまうのではないか⁴⁾。これが、痴漢えん罪の典型的パターンだと指摘されている⁵⁾。

ただ近時は、被害者の着衣や被疑者の手指の繊維鑑定やDNA鑑定が実施された結果、物的証拠が提出されるケース、弁護側から犯行再現(実験・検証)の結果を、犯行の不可能性の証拠として提出されるケース、供述の信用性に関する心理学鑑定が提出され結論に影響を及ぼしたケースなども少なくないようだ⁶⁾。

(2) 多数意見の事実認定の論理

(a)事件は、痴漢事件のなかでも悪質性の高い強制わいせつとして起訴された事案であるが、上告審としてはじめて、原審の有罪が破棄され逆転無罪(破棄自判)となったものである。(a)判決はまず、一般論として、「本件のような満員電車内の痴漢事件」には「物的証拠等の客観的証拠」が得られにくい等の特質があり、犯人とされた者が「有効な防御を行うことが容易ではない」から「特に慎重な判断をすることが求められる」と判示する。そのうえで、事案の概要(一審認定事実では、被害者陰部を手指でもてあそぶ強制わいせつ事件で、懲役1年10月の実刑)を述べたあと、職権調査(刑法411条)の対象である一審判決が、被害者Aの供述を、「具体的、迫真的なもの」、「内容自体に不自然、不合理な点はなく」、「犯行内容や犯行確認状況について、勘違いや記憶の混乱等が起こることも考えにくい」として信用性を認めたことには次のような問題がある、という。

すなわち、本件の被告人には、前科、前歴はなく、「この種の犯行を行うような性向をうかがわせる事情も記録上は見当たらない」から、「Aの供述の信用性判断は特に慎重に行う必要がある」ところ、①「Aは、車内で積極的な回避行動を執っていないこと」、②そのことと、Aの被告人に対する「積極的な糾弾行為」[引用者注：Aは、本件電車が下北沢駅に着く直前、左手で被告人のネクタイをつかみ、「電車降りましょう。」と声を掛けた]とは必ずしもそぐわないこと、③「Aが、成城学園前駅でいったん下車しながら、車両を替えることなく、再び被告人のそばに乗車しているのは不自然であること」などを勧案すると、「同駅までにAが受けたという痴漢被害に関する供述の信用性にはなお疑いをいれる余地がある」とし、したがって、成城学園前駅から下北沢駅までの間で受けたという痴漢被害(公訴事

実)に関する被害者Aの「供述の信用性についても疑いをいれる余地がある」から、これを全面的に信用した原審・原々審判決の判断は、「必要とされる慎重さを欠く」ものであり、「被告人が公訴事実記載の犯行を行ったと断定するについては、なお合理的な疑いが残る」とした。

(3) 若干の検討

(a)判決の多数意見、二つの補足意見、二つの反対意見を改めて読み返して痛感するのは、供述証拠の信用性判断の困難性である⁷⁾。そして、多数意見、補足意見が、最高裁判決としては異例なくらいに、正面からえん罪防止、「疑わしきは被告人の利益に」原則の重要性を強調し、学説が主張してきた客観的・分析的な事実認定(論)に親和的な議論を展開している点は、注目に値する。痴漢事件の事実認定においては、一方で、被告人に実質的には挙証責任を負わせる「6要件有罪」は許されないが、他方で、被害者の供述の信用性を合理的根拠もなしに否定し被害者が「虚偽の被害申告をした」と決めつけるのも間違いであろう。(a)判決は、痴漢事件について安易な有罪認定を戒め、この種の事案では初の最高裁無罪判決であるという点に意義が認められる。

ただ、気になる点がないわけではない。第1に、多数意見の本件事案に対する判断が正しいとしても、今後(a)判決が一人歩きすると、前科・前歴のない立派な被告人(たとえば、有名大学教授)のときは、もっぱら被害者供述の信用性に「疑いをいれる余地がある」かどうか慎重に検討せよ(疑ってかかれ!)、ということになりはしないか。一般論だが、少数意見のように、被害者供述の信用性の具体的検討と並べて、被告人の供述内容の検討(不自然さの有無など)を行って両者を対比する手法がとられるべきである。第2に、多数意見は、一審判決を「有罪6要件」だけで有罪認定したように描くが、一、二審とも被告人と被害者の身長差、マネキン人形による実験結果(実況見分調査)などを踏まえた検討がなされており、若干ミスリーディングな印象を受ける。いずれにしろ「6要件有罪」の時代は過去のものになりつつある。

2 和歌山カレー死刑判決

(1) 事件の構造と特質

事件は、1998年7月、和歌山市の閑静な住宅地で

起こった毒物による大量殺傷事件である。過剰な取材とメディアスクラムのなかで「犯人」とされた被告人が、保険金詐欺等の「別件」で逮捕、起訴される。これらの類似事実（起訴されないものも含む）と犯行に用いられた亜硫酸の同一性鑑定など膨大な情況証拠（新聞報道では、約1700点）をもとに、本命の毒物カレー事件で起訴され、2002年12月1日、和歌山地裁で死刑判決。2005年6月28日に大阪高裁が控訴棄却している。

この事件も、被告人の自白はなく、もっぱら情況証拠に依拠した立証が行われた。証拠上決め手になるようなものがなく、一審から事実認定をめぐる激しく争われてきた。まず、犯行に用いられたとされる亜硫酸に関する異同識別鑑定については、「スプリングエイト」（Spring-8）（高輝度光科学研究センターが管理する放射光施設）による鑑定経過、あるいは信用性の問題。次に、被告人がカレー鍋の近くにいたという目撃証言は内容が変転しており、信用できるか。また、一審では「類似事実」による事実認定がなされたが、起訴されていない「事実」まで認定資料にできるのか、そもそも類似しているのか。原審の大阪高裁は、これらすべてについて、弁護側の主張を一蹴し一審の有罪判決を是認した⁹⁾。

(2) 最高裁判決の論理

(b)判決は、まず、カレー事件を数行で要約したうえで、「被告人がその犯人であること」は、「①上記カレーに混入されたものと組成上の特徴を同じくする亜硫酸が、被告人の自宅等から発見されていること、②被告人の頭髮からも高濃度の砒素が検出されており、その付着状況から被告人が亜硫酸等を取り扱っていたと推認できること、③上記夏祭り当日、被告人のみが上記カレーの入った鍋に亜硫酸をひそかに混入する機会を有しており、その際、被告人が調理済みのカレーの入った鍋のふたを開けるなどの不審な挙動をしていたことも目撃されていること」などの総合によって、「合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明されている」とした。

(a)判決が、補足意見、反対意見を入れてA4で22頁に及ぶ比較的詳細なものであるのに対して、(b)判決は、わずか3頁（3頁目は本文3行のみであり、実質2頁）で、しかもその半分以上が量刑についての説明で、事実認定に関する記述は約10行程度と控えめである。(b)判決自ら、「411条を適用すべきものとは認められない」と述べているとおり、被告人の

犯人性は「合理的疑いを差し挟む余地のない程度に証明されている」から、「第1審判決を是認した原判決は、是認できる」ということなのであろう。

(3) 若干の検討

(b)判決は、(a)判決（痴漢無罪判決）であっただけ饒舌だった同じ第三小法廷によって翌週、言い渡された判決であるが、原審の死刑判決に対して無実を主張する上告に関するものとしては、実に簡潔である。(b)判決の事実認定に関する説明は、要するに上記①②③の間接事実（情況証拠）が認められるというもののだが、これら三つの情況証拠だけで、犯人性を肯定できるのかについては疑問が残る。①②はそれだけで決め手になるような性格のものではない。③は、被告人にだけ機会があったといえるのか、目撃証言は信用できるのか、という問題をクリアしなければ言えないはずである。(b)判決＝最高裁の真意は、詳細な証拠評価判断、事実認定については、同判決が是認した原審、原々審に譲るということであろうが、(b)判決が①②③の事実を挙示し犯行は「証明された」としている箇所だけに着目すると、「この程度の情況証拠があれば裁判所（裁判員）は死刑判決をしてもいい」と受け止められかねない。

それにしても、判決が簡潔すぎるため、本来説明があっという点が抜け落ちてしまっている。先に挙げた論点についても、(b)判決はほとんど触れていない。とりわけ、カレー事件で亜硫酸の異同識別鑑定のため「スプリングエイト」（放射光による分析）が用いられたのは、「世界でもはじめてであり、歴史的な測定でもあった⁹⁾」というのであるから、最高裁として、何らかの言及があってもよかったのではないか。また、「動機」の解明ができなかったことについて、(b)判決は「被告人が同事件の犯人であるとの認定を左右するものではない」の一言で片付けているが、原審はこれによって生じた空隙を、「類似事実」による立証により埋めているかに見える¹⁰⁾。だとすれば、翻って「類似事実」による認定そのものの危険性と限界について、方向性だけでも示してほしかったところである。

3 事実認定のあり方と裁判員制度

(1) 裁判員に期待される事実認定とは？

(a)判決は強制わいせつ事件であり、裁判員裁判の対象事件ではない。しかし、もし被害者に何らかの

傷害を負わせたケースであれば、強制わいせつ致傷事件となり、裁判員による裁判が行われることになる(刑法181条1項、裁判員法2条1項1号)。(b)判決は殺人、殺人未遂事件であるから、こちらは裁判員裁判対象事件である(刑法199条、裁判員法2条1項1号)。裁判員にとって、どちらの事件も難しい事実認定を突きつけられ、おそらく困惑するに違いない。(a)事件は、被告人と被害者の言い分が正面から対立し、両者の供述の信用性判断について最高裁も3対2に分かれたという微妙なケースである。(b)事件は、裁判員が捜査時に受けた過剰なマスコミ報道からの影響をどれだけ遮断できるか、最新の科学的証拠の信用性を的確に判断できるかといった問題がありそうである。しかし、悲観的要素ばかりではない。電車内の痴漢という市民生活に身近(?)な犯罪を市民の目で判断することは、適正な事実認定にとって望ましいことである¹⁹⁾。(b)事件についていえば、裁判員は、マスコミでことさらに自己の「正義感」を誇示したり、鑑定内容を証拠調べの前にマスコミに漏らすような鑑定人を信用しないのではないか。


なお、(a)判決の那須補足意見は、①被害者証人が検察官と入念な打ち合わせをしているから(いわゆる「証人テスト」のこと)、公判廷供述が「詳細かつ具体的」で「迫真的」であってもそれだけで「正しい」とはいえない、②被害者供述が「詳細かつ具体的」「迫真的」で反対尋問に対しても「不自然・不合理な点がない」ときでも、「供述を補強する証拠ないし間接事実の存否に特別の注意を払う必要がある」など、事実認定に関して注目すべき指摘をしている。その理は、裁判員裁判を含む他の一般事件の事実認定においても、あてはまる筈のものである。

(2) 周辺科学の重要性

供述証拠の信用性が、(a)(b)両事件のいずれにおいても重要な争点となっている。近年、心理学鑑定が提出されることも、従前より多くなってきた。法と心理学の発展がこれを下支えしていることは言うまでもない。たとえば(a)事件のような、供述内容が対立し、信用性判断に迷うケースなどにこの種の鑑定は大いに有用ではないか。現状では、「直接的加害-被害の関係にある人物の供述を照らし合わせながら検討した[心理学研究の]例はほとんど見られない」ようだが、(a)事件のような場合、そのような鑑定があれば裁判員の実事認定にとって大変役に立つと思われる²⁰⁾。

(b)判決では、「科学的証拠」の証拠能力、証明力が争われている。本稿執筆中の6月4日、足利事件の再審請求中であった菅家利和氏が釈放された。菅谷氏の同一性識別を否定するDNA再鑑定結果を踏まえ、東京高検が同氏の刑の執行停止を決定したのだ。最高裁は、2000年7月、足利事件上告審判決で、当時のMCT118法によるDNA鑑定を「その科学的原理が理論的正確性を有し、……証拠として用いることが許される」とした(最決平成12・7・17刑集54巻6号550頁)。しかしその後、MCT118型検査法が必ずしも安定した結果を導く最良の方法でないことが次第に明らかになり、今回の足利再審事件の再鑑定でそれが確認されたのである。(b)事件で用いられた「スプリングエイト」による放射光分析は、「実際の刑事事件の鑑定に用いられたことは[これまで]皆無で」「歴史的な測定」だというのが²¹⁾、時代を超えて正しい「科学」のあり得ないことは、足利事件をはじめとする、多くのえん罪事件が与えてくれた教訓ではなかったか。われわれが汲み取るべき教訓は少なくない。

ロースクール



行く前に

四六判 並製 208頁
定価 1,680円(税込)
株式会社 More-Selections 著

司法試験 合格後のキャリア 不合格後のキャリア

ロースクールへ行く前に

法曹を目指すなら、知っておくべき
司法試験の現状と問題点

実務家
インタビュー
も掲載

- 1000万円まで弁護士を目指す
- 社会人からの挑戦はしやすいのか?
- 達成できない7割の合格率
- 新試験のしくみと、その受験戦略とは?
- 不合格・撤退後のキャリア
- 就職活動における3つのポイント
- 合格しても就職が難しい現実
- 企業弁護士という、もう一つの選択肢

<E> 英治出版

〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南1-9-12 ビトレスクビル 4F 電話：03-5773-0193 <http://www.eijipress.co.jp/>

(3) 上告審のあり方

(a)判決は、事実誤認の主張に関する審査は、「当審が法律審であることを原則としていることにかんがみ、原判決認定が論理則、経験則等に照らして不合理といえるかどうかの観点から行うべきである」としたうえで、痴漢事件の特質などを挙げながら、結論として411条3号の「重大な事実誤認」を認めた。(b)判決は、記録を精査しても「411条を適用すべきものとは認められない」として、上告を棄却している。

2003年から2007年までのデータによれば、最高裁が411条3号(事実誤認)を理由に破棄した事例は1件もなく、その点でも(a)判決は異例であった¹⁴⁾。上告審は、基本的には法律審であり、事実審の事実認定に容喙することは慎まなければならないが、他方で、通常審最終の審級として(えん罪からの)具体的救済機能が期待されているところである。現在の最高裁はこの点で控えめすぎるように思われる。

結びに代えて

2009年6月11日、東京高裁は、西武新宿線の電車内の痴漢事件(強制わいせつ)で一審の有罪(1年4月の実刑)判決を破棄し無罪を言い渡した¹⁵⁾。これをマスコミは、(a)判決の影響と書いた。これほどに、最高裁判決の影響力は大きい。裁判員に適正な事実認定を期待するなら、(b)事件でも、あるいは他の事件(たとえば、名張事件等)でも、最高裁としての範を示すべきではなかったか。(a)判決の那須補足意見は、「冤罪で国民を処罰するのは国家による人権侵害の最たるものであり、これを防止することは刑事裁判における最重要課題の一つである」と強調されるが、このような姿勢を、是非とも他のえん罪事件、再審事件でも貫いてほしいと願うのみである。

- 1) 公判前整理手続における証拠開示に関する最決平19・12・25、最決平20・6・25、最決平20・9・30、写真撮影の適法性に関する最決平20・4・15、実況見分調書の指示説明部分の証拠能力に関する最決平17・9・27、刑訴法328条の証明力を争う証拠に関する最決平18・11・7等。
- 2) 現に、過去10年ほどの間に、約30件の痴漢事件に関して無罪判決が出されている。秋山ほか編『続・痴漢冤罪の弁護』(現代人文社、2009年)付録CD-ROM「痴漢冤罪事件一覧表」参照。
- 3) 同旨、東京高判平12・8・29東高(刑事)判決時報51巻1-12号90頁。
- 4) 「有罪認定6徴表」「有罪6要件説」などとも言

われる。6要件とは、「詳細で具体的」「臨場感があり迫真性がある」「虚偽告訴をする動機がない」「供述内容が不合理・不自然でない」「経験則に背反していない」「主観的確信に満ちている」である。秋山賢三「最近における痴漢裁判の概観」秋山ほか編『痴漢冤罪の弁護』(現代人文社、2004年)12頁。

- 5) 秋山賢三「痴漢冤罪は、なぜ生まれる?」秋山ほか編『続・痴漢冤罪の弁護』(現代人文社、2009年)21頁。
- 6) 現に本件も、「被告人の手指に付着していた繊維の鑑定が行われたが、Aの着着に由来するものであるかどうかは不明であった」(a)判決)。
- 7) 本稿は、もとより判決文から読み取れる範囲で事実認定一般を論ずるものであって、本件における犯罪事実の存否、被告人の犯人性については論じていない。
- 8) 白取祐司「和歌山毒入りカレー事件第1審判決・事実認定上の問題点」法律時報75巻3号(2003年)72頁参照。
- 9) 中井泉〔(b)事件鑑定人〕「物質の異同識別・現場に残された微量物質から事件の謎を解く」化学61巻12号(2006年)31頁。
- 10) 原審の大阪高判平17・6・28判タ1192号186頁は、「規範意識が鈍磨していたことや、人に訛素等を摂取させて殺傷することに対する罪障感、抵抗感が薄れていたことも推認でき、殊に、明確な犯行動機の見出し難いカレー毒物混入事件にあっては、その犯人性を見極める上で検討に値する事実ということが出来る。」としている。
- 11) 女性の視点が加わる可能性は現状より大きくなり、ジェンダーバイアスが是正されることが見込まれる。因みに、(a)事件の三審に関与した裁判官は9人だが、全員男性であった。
- 12) 我妻論「刑事裁判における被害者供述の信用性判断——供述の対称性という視点からの検討」龍谷法学41巻4号(2009年)39頁。なお、浜田寿美男「痴漢事件の被害者供述をどう読むか——供述心理学の視点から」秋山ほか編・前掲『痴漢冤罪の弁護』74頁参照。今後は、被害者供述の信用性を論難するよりは、供述採取手続のレベルを高め、信用性を確保する努力をすべきである。法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会編『目撃供述・識別手続に関するガイドライン』(現代人文社、2005年)参照。
- 13) 中井・前掲論文30頁、31頁。
- 14) 最高裁判所事務総局編「平成19年における刑事事件の概況(上)」法曹時報61巻2号(2009年)275頁、第61表「上告審における破棄事件の破棄理由別件数」参照。
- 15) 同日の新聞各紙参照。5月19日にも、強制わいせつ事件について、名古屋高裁が一審の有罪を破棄する逆転無罪判決を言い渡している。起訴について事実上高いハードルが設定されたことにより、被害者の“泣き寝入り”を助長しかねないとの指摘もなされている。(しらとり・ゆうじ)